

浜坂道路の事業調査段階における一工夫

竹内 太郎

兵庫県 県土整備部 技術企画課 (〒650-8567兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1)

浜坂道路事業については、地域高規格道路「山陰近畿自動車道」の一区間として平成20年度3月に地域高規格道路の整備区間の指定を受け、新規事業化された。一日でも早い供用開始を求める地域の期待に応えるため、浜坂道路ではこれまでとは異なる方法で事業調査を実施しており、公共事業において今後より一層求められる、円滑な事業の実施への取り組みについて紹介する。

キーワード 調査, 計画, 用地買収, 埋蔵文化財調査

1. 浜坂道路の事業概要

浜坂道路は兵庫県美方郡香美町から新温泉町に位置し、鳥取県鳥取市から兵庫県豊岡市を経て京都府宮津市までの延長約120kmを結ぶ、地域高規格道路「山陰近畿自動車道」の一区間として整備される自動車専用道路である。

現道である国道178号の、香美町と新温泉町の町境に位置する桃観トンネル付近での線形不良や急勾配による走行障害などの課題解消のため、浜坂道路の整備による災害に強い道路のネットワークの形成や、冬季の交通安全確保、高次救急医療施設へのアクセス時間の短縮など、地域の安全・安心の向上が期待されている。(写真1)、

表1. 浜坂道路の諸元

- 事業期間：平成20年度～平成29年度
- 事業区間：香美町香住区余部～新温泉町栃谷
- 延長：L=9.8km
- 道路規格：第1種第3級（自動車専用道路）
- 設計速度：80km/h
- 幅員：(土工部) W=7.0(12.5)m
(トンネル部) W=7.0(10.0)m、
(橋梁部) W=7.0(11.0)m



写真1. 国道178号道路現況

2. 道路事業の事業調査について

道路事業においては通常事業化されたのち、道路予備設計・道路詳細設計実施後、用地測量（幅杭打設・境界立会・丈量測量）を実施し、用地取得を行うこととしている。用地測量中に地図混乱地等が確認された場合は、地図訂正等を行う。また、用地取得後、埋蔵文化財の発掘調査（確認調査・本発掘調査）を実施することとしている。



そのため、用地測量後に広範囲にわたる地図混乱地や埋蔵文化財の存在が確認された場合、地図訂正や発掘調査のための現場作業・事務作業に多大な時間を要し、事業の進捗が遅れることになる。

本事業では事業採択から道路詳細設計完了まで、約2年の期間を要することから、設計業務と平行して用地境界確定手続きや埋蔵文化財調査を実施している。

3. 埋蔵文化財調査における工夫

(1) 埋蔵文化財における問題点

既存の新温泉町（旧浜坂町）教育委員会が作成した遺跡地図*1）によれば、浜坂道路計画地およびその周辺には、尾根部を中心に旧浜坂町域に存在する古墳の約1/3が分布している。

また、その後実施した兵庫教育委員会による分布調査の実施によれば、遺跡地図の埋蔵文化財包蔵地のほか、新発見の遺跡を含め、香美町内に2箇所、新温泉町内に19箇所の合計21箇所（約18万 m²）の古墳が浜坂道路計画地内に存在し、道路整備により影響を受けることが分かった。

特に終点側の対田・二日市地区については、広範囲にわたる古墳群が確認された。積雪の多い但馬地域では冬の発掘作業が困難であること、埋蔵文化財調査にかかる調査職員が不足しているなどの事情から、道路概略設計段階ですでに数年がかりでの大規模な調査が必要であることが予想された。

(2) 確認調査の先行実施について

以上の問題を踏まえ、発掘調査の実施時期を前倒しし、道路予備設計と平行して確認調査を行なった。なお、用地取得前に民地を発掘することになるため、地権者から発掘作業の了解と、出土品が出た場合は教育委員会へ寄付することについての承諾書を提出してもらったうえで発掘作業を実施している。（図. 3）

確認調査の結果、地元有力者の古墳が多数発見され、土器破片も出土している。（No.182 地点、No.188 地点、No.198 地点：小坂谷古墳群、No.215 地点：浅谷下山古墳群）（写真 2）また、全国に40基ほどしか発見されていない、女性の化粧顔料を粉末にするためのスリコギが出土した。（No.188 地点）（写真 3）

当該箇所の本発掘調査については、現在、用地買収完了後に順次本発掘調査を実施中である。

表1.分布調査結果による遺跡影響範囲面積

	地点名	遺跡名	分布調査結果による遺跡範囲 (m ²)
地 余 区 部	No.128		20,600
	No.130	市午城址	18,900
久 谷 地 区	No.176		4,400
	No.179	久谷城跡	13,750
	No.182		4,550
	No.186		13,000
	No.188		16,000
対 田 地 区	No.194	井ノ口東古墳群	6,100
	No.195	井ノ口遺跡	1,350
	No.196	井ノ口西古墳群	8,250
	No.197	小坂谷遺跡	4,200
	No.198	小坂谷古墳群	8,650
	No.201	対田奥谷古墳群	15,450
	No.202	願上寺跡	1,250
	No.203	願上寺古墳群	7,450
	No.205	福谷古墳群	6,000
二 日 市 地 区	No.208	揚木古墳群	4,400
	No.209	姥ヶ谷古墳群	7,550
	No.213	井ノ谷古墳群・西ノ城跡	14,300
	No.215	浅谷下山古墳群	2,500
	No.216	浅谷下山古墳群	750
合計			179,400



図2.埋蔵文化財確認調査結果*2)



写真2.出土品①（石棺）



写真3.出土品②（スリコギ）*3)

(3) 文化財包蔵地を考慮した道路計画

また、埋蔵文化財確認調査と平行して実施した道路予備設計では、埋蔵文化財の保護や本発掘調査期間の短縮の観点から埋蔵文化財に与える影響をできるだけ少なくするようなルートや道路構造を採用している。

特に浜坂道路の西部に位置する対田・二日市地区では、既往の文献より山裾沿いに多くの古墳群が確認されており、また分布調査の結果、約 90,000m² ほどの埋蔵文化財が道路建設により影響を受けることが予想された。

そのため、通常設計時に考慮する施工費や残土処分費などに加え、埋蔵文化財調査にかかる調査費用や調査期間を比較検討時に考慮し、ルートおよび土工やトンネルといった道路構造を決定した。その結果、いくつかの区間においては、埋蔵文化財への影響が少なくなるルートや、トンネル構造が採用される結果となった。

(図. 4)

図3.埋蔵文化財発掘承諾書

4. 用地測量における工夫

(1) 地図混乱地にかかる問題点

浜坂道路の計画地である久谷地区における国道178号沿線部では、過去の道路事業・砂防事業の実績から、多くの地図混乱地が存在することが予想されていた。

地図混乱地が確認された場合、境界の調査測量を行い、地権者全員の同意により用地境界および面積を確定しなければならない。地図混乱地が予想される範囲の事業延長は約2 kmにわたり、また山地のため、立会には多くの時間と費用が必要となることが予想され、事業の進捗の妨げになることが懸念された。(図. 5)

(2) 多人数共有地(共有林)にかかる問題点

浜坂道路計画周辺地区では、40~70 数名の共有名義の地区有林が存在している。(図. 5)

この地区有林は、実質的には沿線自治区である対田地区および二日市地区の財産であるが、戦後まもなく、両地区に居住していた全地区住民の共有名義で登記された。その後、60 数年が経過するなかで、相続の発生により、現在では関係者が約500~600名にまで膨らんでいる。

相続処理をするにあたって、登記名義人すべての相続作業に時間が要することに加えて、多人数と長期間交渉するうちに、更に相続が発生することが懸念された。

表2.主な地図訂正箇所

	地点名	字名	訂正筆数(筆)
地余 区部	No.156	チノ	33
	No.154	カガン谷	45
	No.150	坂田	39
	No.148	トビソ	36
小計			153
	地点名	字名	訂正筆数(筆)
地久 区谷	No.166	キグワ付近	54
	No.178	スゲ谷付近	21
小計			75

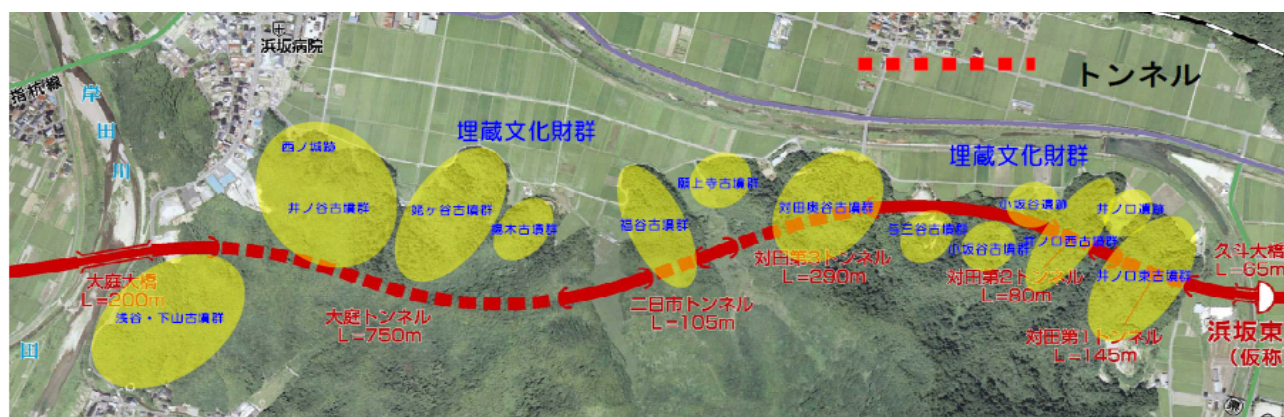


図4.対田・二日市地区の道路計画

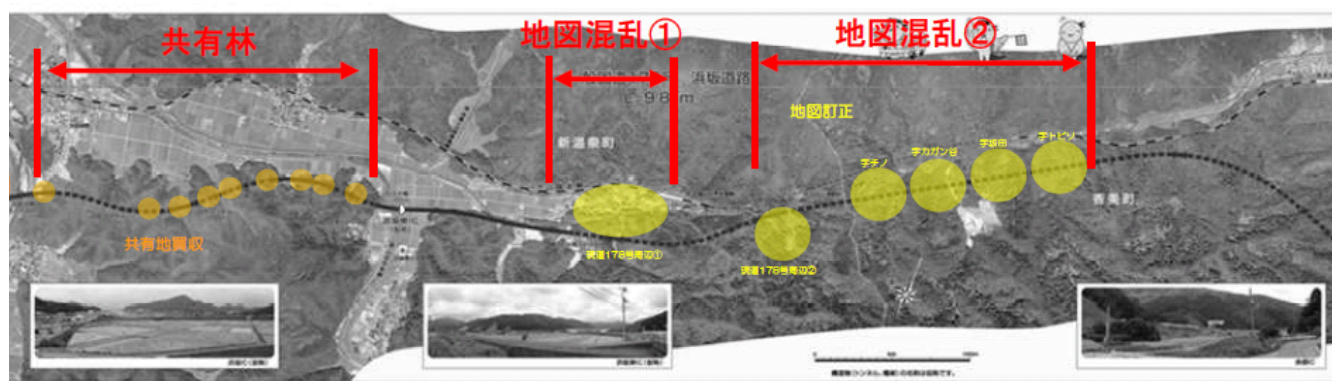


図5.共有林相続発生箇所・地図訂正必要箇所

(3) 地図混乱地における対応策

以上の問題点を踏まえ、本事業では事業着手直後の段階で、道路予備設計における事業計画範囲で用地境界測量を実施した。

地図訂正については、用地境界立会の実施後、当初地図混乱が予想された国道178号の沿線部に加え、その東側に位置する美方郡香美町香住区においても、新たな地図混乱地が確認された。字単位で4字全体（余部地区：トビソ、坂田、カガン谷、チノ）が地図混乱地となっており、国道178号沿線部とあわせると200筆を超える大規模な訂正が必要となった。（表：2）

そのため、2009～2011年度の3ヶ年をかけて地図訂正に必要な追加用地立会と登記を公共実施した。2011年度末には全ての地図訂正を完了し、道路詳細設計後、すみやかに用地買収に入ることが可能となった。

(4) 多人数共有地における対応策

対田地区の多人数共有地については、共有地の相続処理について地区と協議を行い、実質的な所有者である対田区自治会を地縁団体として法人化した上で、多数に分かれている登記名義を同法人に集約する方針とした。これらの相続処理にかかる事務手続きは、公共嘱託登記司法書士協会に2010～2012の3ヶ年計画で委託して進めている。

また、二日市地区の共有林については、地元新温泉町が町道の道路改良工事に伴い、先行的に共有地の相続整理を実施されており、浜坂道路においてもこれを活用することとしている。

2013年度3月末現在、相続処理が残る関係者については、対田地区共有林は残り1名、二日市地区共有林は残り3名となった。地図混乱地と同様、道路詳細設計後、すみやかに用地買収に入ることが可能となっている。

5. まとめ

以上の取り組みは、通常は詳細設計完了後に行われる用地境界立会や、用地取得前後に行われる地図訂正や埋蔵文化財調査等の各種事業調査を先行的に実施し、事業進捗の遅延につながる問題をなるべく早い段階で解決し、事業の効率化を図ったものである。

この取り組みは、道路改築事業である当該事業に限らずほとんどの事業でも実施可能である。むしろ、先行的な事業調査後に問題のある箇所を避けられるような、施設整備事業などにとってより効果的ではないかと考える。

なお、今回の事業調査の工夫により、2013年3月末現在、全体用地買収面積に対して、90%以上の用地取得を完了している。また、先行的に地図訂正を実施できた久谷地区周辺では、順次工事に着手している。

6. 謝辞

今回の事業調査の実施にあたり、用地買収前の農地において埋蔵文化財の掘削調査をさせていただいたり、地図訂正については事業範囲以上の広範囲の立ち会いをお願いしたりと、地元住民の方々に大きな負担をお願いする場面が多く、ここに感謝の意を申し添えます。

※なお、本論文は著者の従前の所属（但馬県民局 新温泉土木事務所）にて担当した事業内容を課題として作成したものである。

参考文献

- *1) 浜坂町教育委員会：『浜坂町埋蔵文化財分布調査報告書（Ⅰ）1987』
- *2) 兵庫県教育委員会：『鳥取豊岡宮津自動車道（浜坂道路）道路改良事業に伴う、埋蔵文化財確認調査実施報告』平成21年度
- *3) 兵庫県立考古学博物館：『ひょうごの遺跡 74号』